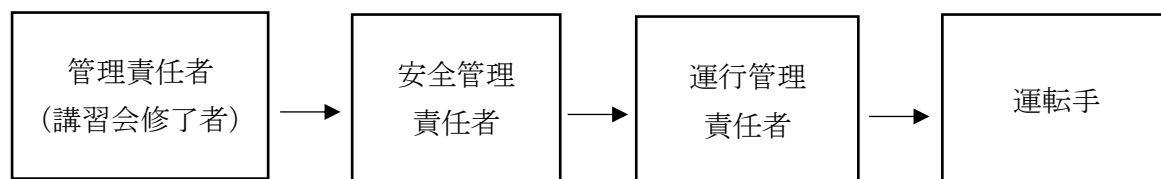


# 事業計画の概要

## 1. 収集運搬業務の管理及び施設の運営管理体制



収集運搬業務の受託にあたっては、事前に排出事業者と委託契約を締結する。

また、産業廃棄物の収集運搬にあたっては、引渡しを受ける際に排出事業者から管理票の交付を受け、受託した(特別管理)産業廃棄物とともに運搬先へ回付する。また、管理票は控えを取り本社事務所で5年間保管する。

## 2. 収集運搬する産業廃棄物の運搬量

産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
燃え殻	0.2t /月	燃え殻	0.1t /月
汚泥	118t /月	汚泥	14t /月
廃油	15t /月	廃油	95t /月
廃酸	4t /月	廃酸	10t /月
廃アルカリ	417t /月	廃アルカリ	570t /月
廃プラスチック類	29t /月	鉱さい	0.1t /月
紙くず	0.1t /月	ばいじん	1t /月
木くず	0.5t /月	感染性産業廃棄物	0.1t /月
繊維くず	0.1t /月	廃石綿等	0.1t /月
動植物性残さ	0.1t /月	廃PCB等	22t /月
ゴムくず	0.1t /月	PCB汚染物	23t /月
金属くず	0.1t /月	PCB処理物	23t /月
ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず	0.1t /月		
鉱さい	0.1t /月		
がれき類	0.1t /月		
ばいじん	1t /月		
石綿含有産業廃棄物	0.1t /月		
水銀使用製品産業廃棄物	0.1t /月		
水銀含有ばいじん等	0.1t /月		

※受入量と運搬量は一致している。

### 3. 車両毎の用途

- キャブオーバー、ダンプ、バン

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物、感染性産業廃棄物、廃石綿等、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鉋さい、がれき類、ばいじんはドラム缶に入れ、ロープで固定して運搬する。石綿含有産業廃棄物はフレコンバッグに入れ、シートを掛けて運搬する。)

- 清掃車、タンク車

汚泥、廃油、廃アルカリ、廃 PCB 等

### 4. 収集運搬業務を行う時間・休業日等

8時から17時まで(休業日:日曜日、祝祭日、年末年始)

### 5. その他

運搬車両には「産業廃棄物収集運搬車」の看板を取り付ける。

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証のコピーを携帯する、

特別管理産業廃棄物は廃棄物性状データ表を携帯する。

### 6. 環境保全措置の概要

#### A) 運搬に際し講ずる措置

##### ① 飛散及び流出の防止措置

- ・燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、廃 PCB、PCB 汚染物、PCB 処理物は、ドラム缶に収納し固定して運搬する、

- ・汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃 PCB は、清掃車及びタンク車にて吸引して運搬する。

- ・石綿含有産業廃棄物の運搬にあたっては、石綿含有産業廃棄物を破碎しないように行うとともに、他の廃棄物と混合しないようにフレコンバッグに入れて区分して行う。

- ・感染性産業廃棄物の運搬は専用のペール缶に収納し、ロープ等で固定し転倒を防止する。

・水銀使用製品産業廃棄物の運搬に当たっては、破碎することのないよう、また他の廃棄物と混合しないように区分し、エアークラッドで包む、コンテナケースに入れ、荷台にロープで固定し、水銀使用製品産業が飛散又は流出しないように運搬する。水銀含有ばいじん等の運搬に当たっては、一般の鉄製ドラム缶又はケミカルドラム缶と区分した専用のドラム缶に入れて荷台に固定し、シートをがけして、飛散又は流出しないように運搬する。  
また高温に晒されて水銀が揮発・飛散しないように荷台のシートを防熱性の高いものにする。

② 悪臭の漏出の防止措置

- ・燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物の運搬は、それぞれドラム缶に収納する。汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃 PCB の運搬は清掃車及びタンク車にて運搬するため、悪臭の漏出はない。
- ・感染性廃棄物の運搬は専用のペール缶に収納するため、悪臭の漏出はない。
- ・廃石綿等は悪臭を発生しない。
- ・その他の産業廃棄物から悪臭は発生しない。

③ その他の環境保全措置

- ・容器に含有物及び処分先を明記し、それぞれ処分可能な処分先へ運搬する。

B) 積替え又は保管施設において講ずる措置

該当なし

C) その他

特になし